

# 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果

～平成28年度～

広島労働局労働基準部監督課

県内8労働基準監督署が、平成28年4月から平成29年3月までの間に長時間労働が疑われる事業場に対し実施した監督指導の結果を、次のとおり取りまとめました。

広島労働局では、今後も月80時間を超える時間外・休日労働が疑われる事業場などに対する監督指導の徹底をはじめ、長時間労働の是正に向けた取組みを積極的に行ってまいります。

## 【監督指導結果の概要】

対象となった798事業場のうち、302事業場(37.8%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に月80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、252事業場(83.4%)でした。

### ◆ 監督指導の対象事業場

月80時間を超える時間外・休日労働が行われた疑いのある事業場や、長時間労働による過労死等に関する労災請求があった事業場

#### ① 監督指導実施事業場数

798事業場

#### ② ①のうち労働基準関係法令違反事業場数

489事業場(全体の61.3%)

### ◆ 主な違反内容及び時間外・休日労働の状況

#### ① 違法な時間外労働があったもの

302事業場(37.8%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの

252事業場(83.4%)

うち、月100時間を超えるもの

193事業場(63.9%)

うち、月150時間を超えるもの

41事業場(13.6%)

うち、月200時間を超えるもの

6事業場(2%)

#### ② 賃金不払残業があったもの

17事業場(2.1%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの

12事業場(70.6%)

#### ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの

56事業場(7.0%)

### ◆ 健康障害防止に係る指導の状況

#### ① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの

706事業場(88.5%)

うち、時間外・休日労働を月80時間(※)以内に削減するよう指導したもの

503事業場(71.2%)

#### ② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの

85事業場(10.7%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの

40事業場(47.1%)

※ 脳・心臓疾患の発症前1か月におおむね100時間または発症前2か月ないし6か月にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。